

◎新潟県告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条で準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年10月11日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市吉井本郷1083-5 藤井 甚栄

理事 佐渡市新穂青木684 川上 治

理事 佐渡市大倉谷640 山本 雅和

理事 佐渡市金井新保乙604 石船 孝夫

就任年月日 令和元年9月12日